都市生協ロードサービス利用規約

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

都市生協ロードサービス利用規約

第１章　ロードサービス全般に関する事項

第１条　利用規約の目的等

１．この利用規約は、生活協同組合 全国都市職員災害共済会（以下「当会」といいます。）が提供するロードサービスに関する事項を定めたものです。

２．共済契約者および被共済者は、本利用規約をご承認のうえ、都市生協ロードサービスの提供を受けることができます。

３．共済契約者は、都市生協ロードサービスの利用にあたり、当会の自動車共済契約承諾通知書（以下「承諾通知書」といいます。）の記載事項および都市生協ロードサービスに必要とされる情報を当会が提携するロードサービス会社に開示されることに同意するものとします。

第２条（都市生協ロードサービスの定義等）

１．都市生協ロードサービスとは、当会がロードサービス会社と提携して提供する、日本国内の対象地域での被共済自動車の事故、故障によるトラブル（以下、この利用規約においては同じとします。）時の緊急対応サービスをさします。

２．緊急対応サービスは、日本国内の対象地域で 24 時間 365 日利用可能とします。

３．日本国内の対象地域とは、一部離島や航空機・日本船舶内を除く出動可能な日本国内の地域とします。

第３条（都市生協ロードサービスの概要）

都市生協ロードサービスでは、次のサービスを提供します。詳細は「第２章各サービスの内容」に記載のとおりです。

（1）自力走行不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送

（2）現場にて実施可能な 30 分以内の応急対応サービス

第４条（対象となる車両と利用できる人）

１．対象となる車両

当会の自動車共済事業規約に定める共済契約の承諾通知書に記載されている被共済自動車を対象とします。

２．利用できる人

（1）自動車共済事業規約及び同取扱規則に定める共済契約者、被共済者、共済契約者または被共済者の承諾を得て被共済自動車を運転中および搭乗中の人とします。尚、この利用できる人全員を総称して「利用者」といいます。

（2）上記（1）の規定にかかわらず、利用者が次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、利用できる人に含みません。

① 反社会的勢力に該当すると認められる場合

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合

④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

第５条（適用期間）

自動車共済事業規約及び同取扱規則に定める承諾通知書に記載されている効力開始日から共済期間の末日（ただし、効力開始日以降、共済期間中であっても、共済契約の解約、解除、無効、取消等があった場合は除きます。）まで適用します。

第６条（適用条件）

１．所定のフリーダイヤル（0120-104-636）に事前に連絡をいただき、共済契約の確認の後、当会が提携するロードサービス会社が出動手配したものに限ります。

２．利用者が事前の連絡なしに都市生協ロードサービス以外のロードサービスを受けた場合は、適用になりません。

３．都市生協ロードサービスを提供後、利用者がロードサービスを利用できる人でないことが判明した場合、都市生協ロードサービスに要した費用は、すべて利用者のご負担とします。

第７条（都市生協ロードサービス利用上の利用者の義務）

利用者は、都市生協ロードサービスの利用に際して以下の項目に従うものとします。

（1）都市生協ロードサービスの提供を受けるときは、係員の指示に従い、必要な協力を行うものとします。

（2）特殊作業料および被共済自動車の有料道路通行料金は、利用者のご負担とします。

（3）船舶、航空機における出動・搬送の実費は、利用者のご負担とします。

第８条（都市生協ロードサービスを提供できない主な場合）

以下の項目を原因として被共済自動車が自力走行不能となった場合には、都市生協ロードサービスを提供できません。

（1）都市生協ロードサービスの免責

① 利用者の故意または重大な過失により自力走行不能となった場合

② 被共済自動車が法令（道路運送車両の保安基準）に定める規格以外に改造またはメーカーの示す仕様と異なる改造を行っている場合

③ 競技・曲技（競技・曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用または競技・曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所等、通常の自動車走行に不適な場所（海岸・農地・河川敷等）で被共済自動車を使用した場合

④ メーカーが発行するマニュアルおよび車両貼り付けの注意・警告ラベル等に示す使用限度および条件を超えて使用した場合

⑤ 故意によりメーカーが発行するマニュアルに示す取り扱いと異なる方法で使用し、自力走行不能となった場合

⑥ 被共済自動車が有効な自動車検査証の交付を受けていない場合

⑦ 法令で定められた運転資格を持たない運転、酒気帯びを含む飲酒運転、麻薬・大麻・アヘン・覚せい剤・シンナー等服用の運転、ひき逃げ、あて逃げをしている等、悪質な運転をしていた場合

⑧ 疾病、眼鏡などの破損・紛失などにより自動車の運転に支障が出た場合

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）に起因する場合

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合

⑪ 核燃料物質（使用燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故の場合

⑫ ⑪で規定した以外の放射線照射または放射線汚染の場合

⑬ ①～⑫までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故の場合

⑭ 差し押さえ、収容、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使の場合。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑮ 詐欺または横領

⑯ 航空機、船舶による輸送期間中の損害の場合

⑰ パワーウィンドウ、エアコンなどの故障

⑱ 部品代（鍵再制作費用を含む。）、消耗品代、事故・故障またはトラブル以外での点検費用

⑲　すでに緊急対応がなされており、二次的なご利用の場合

⑳　当会がロードサービスの利用について不適と判断した場合

㉑　警察届出が必要な事故にも関わらず、警察への届出が未済の場合や車両の移動などについて警察の許可を受けていない場合は、ロードサービスの提供ができない場合があります。

（2）その他

①　事前に所定のフリーダイヤル等へ連絡がない場合

②　本利用規約の第７条（都市生協ロードサービス利用上の利用者の義務）に定める利用者の義務が遵守できない場合

③　事故による救急搬送等を除き、都市生協ロードサービス提供時に利用者の立会いができない場合

④　悪天候、災害、事故などで、作業に通常以上の危険が伴うと判断される場合

⑤　都市生協ロードサービス提供時に第三者の所有物に損壊、第三者の権利・利益に制限もしくは損害が想定されるときに、第三者の承諾が得られない場合

第９条（都市生協ロードサービスが即時対応できない場合）

悪天候、災害、事故の多発などで、当会が提携するロードサービス会社の人手が著しく不足する場合は、即時対応ができないことがあります。

第 10 条（都市生協ロードサービスの提供時の責任）

都市生協ロードサービスに起因する車両損害、人身事故、その他の損害については、当会または当会が提携するロードサービス会社に故意または重大な過失（運行中の賠償責任が発生する場合を除きます。）がない限り、当会および当会が提携するロードサービス会社は、その責任を負わないものとします。

第 11 条（都市生協ロードサービスに関する疑義）

都市生協ロードサービスの内容（本利用規約で定めている内容全般）に関して解釈が分かれる場合は、原則として当会の解釈に準ずることとします。

第 12 条（権利の消滅）

本利用規約における利用者の全ての権利は、以下の場合、理由の如何を問わず、消滅するものとします。

（1）共済契約者が、自動車共済契約にもとづく共済掛金の支払いを怠った場合

（2）利用者で、かつ自動車共済契約に定める被共済者に該当する者が、自動車共済事業規約および同取扱規則に定められた事項を遵守していないと当会が判断した場合

（3）利用者が、本利用規約の第７条（都市生協ロードサービス利用上の利用者の義務）に

違反し、その違反が本利用規約の重大な違反となると判断した場合

第 13 条（終了、中止、変更等）

当会は、予告することなく都市生協ロードサービスを終了もしくは中止、または内容の変更ができるものとします。

第 14 条（代位権の行使等）

被共済自動車のリコールや相手のある交通事故等で第三者に損害を請求できる場合は、当会が支払いをした都市生協ロードサービス料金について、利用者の権利を害さない範囲で利用者が当該第三者に対して有する権利を取得します。（当会が当該第三者に求償することがあります。）

第 15 条（超過料金・都市生協ロードサービス対象外作業料）

1．本利用規約の「第２章　各サービスの内容」で定めた都市生協ロードサービスを超えた諸費用は、サービスを受ける利用者のご負担とします。
2．利用者のご負担とは、本利用規約の第４条（対象となる車両と利用できる人）で定めた内容以外に、利用者が受けられるサービスをさします。
3．都市生協ロードサービスを提供後、被共済自動車に必要な処置がなされずに同一の故障またはトラブルに対して、再度出動要請があった場合は、利用者のご負担とします。
4．都市生協ロードサービスを提供した後に、本利用規約の第１２条（権利の消滅）に定める事由が判明した場合、利用者の権利は消滅し、利用者に対しその費用を請求します。
5．契約者の都合により、ロードサービス業者が現場で待機した費用は利用者のご負担とします。

第 16 条（個人情報の取り扱い）

(1) 利用者は、承諾通知書の記載事項および都市生協ロードサービスの提供に必要とされる情報をサービス実施者がサービスを提供する上で必要な範囲内で利用することに同意するものとします。
(2) サービス実施者は、承諾通知書の記載事項および都市生協ロードサービスの提供に必要とされる情報を、サービス実施者間で共同利用できるものとします。
(3) サービス実施者が取得した個人情報は、当会の業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。

第 17 条（管轄裁判所）

利用者と当会あるいは当会が提携するロードサービス会社との間で、本利用規約に基づく都市生協ロードサービス内容等に関する訴訟については、当会の事務所の所在地または共済契約者または被共済者の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、管轄裁判所

とすることに合意します。

付　則

1．この利用規約は 2017 年 4 月 1 日から適用します。

以　上

第２章　各サービスの内容

都市生協ロードサービスの範囲は、以下に定めるとおりとします。

（1）自力走行不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送

自力走行が困難な場合に、レッカー等の手配をし、現場から利用者の指定先まで上限 100km を都市生協ロードサービスの対象として被共済自動車を搬送します。（以下「レッカーサービス」といいます。）

① 自力走行不能とは、事故、故障によるトラブルにより動かない、もしくは道路交通法上、運転してはいけない状態をいいます。ただし降雪が原因でタイヤがスリップして動けない状態の場合は、以下の要件をすべて満たす場合のみロードサービスの対象となります。（要件を満たさない場合でも、利用者から要請があった場合は、レッカーサービスの手配のみは行いますが、その費用は利用者のご負担となります。）

（イ）雪対応タイヤ、またはチェーンを装着している。

（ロ）自宅でのトラブルにて、お客様自身で一定の除雪作業を行ったにも関わらず、トラブルが解決しない。

② レッカーサービスの費用とは、基本料・作業料・けん引料をいいます。脱輪等は次の（2）⑤のサービスの範囲までを対象としますが、被共済自動車が転落した場合等の引き上げ作業の費用や有料道路通行料金などは利用者のご負担となります。

③ 即日入庫ができない場合、原則レッカー業者が保管し翌日入庫先へ搬送します。その際の都市生協ロードサービス対象けん引距離は、トラブル現場からレッカー業者の所在地とレッカー業者の所在地から入庫先までを合算した距離とします。

④ レッカーサービスは、入庫先までの搬送のみとし、入庫後の二次搬送については利用者のご負担とします。

（2）現場にて実施可能な 30 分以内の応急対応サービス

被共済自動車が事故、故障によるトラブルにより自力走行不能となった場合、現場での応急修理（30 分程度の修理）を都市生協ロードサービスの対象とします。

ただし、オイル代・部品代等の実費は、利用者のご負担となります。

① バッテリーあがりのジャンピング（ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること）作業

ただし、サービスを以前にご利用の際に当会等からバッテリーの点検・交換が必要とのアドバイスを受けていたにも関わらず、対応をしないまま再度要請があった場合には対象となりません。

② パンク等でのスペアタイヤ交換作業及び車載修理キットによる応急処置（チェーンの着脱は行いません。）

ただし、本格的な修理、スペアタイヤ以外のタイヤ交換は対象外となります。

③ 燃料切れ時のガソリン等お届けサービス（レギュラー、ハイオクまたは軽油の 10 リットルまでの配達とし、燃料代は利用者のご負担となります。）

ただし、自宅駐車場または同等の保管場所での燃料切れは対象となりません。

④ 鍵の開錠（国産・外車の一般シリンダーインロック開錠）作業

鍵の作成費用は利用者のご負担となります。また、特殊シリンダー・セキュリティー付きの開錠、紛失･盗難時の鍵開けおよびレッカーけん引は利用者のご負担となります。

以下の場合は、現場での開錠を行わないことがあります。

ア）被共済自動車の所有者と依頼人が別人で身分を証明できない場合

イ）被共済自動車の所有者でも身分を証明できない場合

⑤ 脱輪落輪引き上げ・降雪時のスタック引き出しサービス

被共済自動車が外出先で側溝等へ落ちてしまった場合の引き上げ・引き出し作業を行います。

ただし、クレーン等を伴う作業および特殊作業は、作業料が利用者のご負担となります。また、降雪時のスタック引き出しについては、夏タイヤでのトラブル、パンク時以外のタイヤの履き替え・チェーンの着脱および除雪作業はサービスの対象となりません。

⑥ プラグ交換等の現場応急修理

プラグや電球等の交換など、現場で 30 分程度の軽作業を行います。

ただし、部品代や消耗品代は利用者のご負担となります。

以上

生活協同組合 全国都市職員災害共済会
〒 102-8610　東京都千代田区平河町 2-4-2
http://www.toshiseikyo.or.jp/